

広島県教育委員会教育長訓令第四号

本 庁

地 方 機 関

学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令

広島県教育委員会事務局等決裁規程（昭和五十三年広島県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「この規程」を「この教育委員会教育長訓令」に改める。

第二条中「規程」を「教育委員会教育長訓令」に改め、同条第四号中「掲げる部長」を「掲げる教育次長、部長」に改める。

第六条第二項第一号中「第六十条第三項」を「第六十条第五項」に改める。

附則第二項中「及び第二十七号から第三十一号まで」を「第二十九号及び第三十号」に改める。

別表第一課長専決事項の欄中第二十九号及び第三十号を削り、第三十一号を第二十九号とし、第三十二号から第三十六号までを二号ずつ繰り上げる。

別表第二管理部の部総務課の項課長専決事項の欄中第十二号を第十四号とし、第三号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、同欄第五号の前に次の一号を加える。

四 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項第一号の規定による任期付採用職員の任免（採用候補者の決定に係るものを除く。）

別表第二管理部の部総務課の項課長専決事項の欄第二号中「の承認」を「及び育児短時間勤務の承認及び取消し」に改め、同号を同欄第三号とし、同欄第一号の次に次の一号を加える。

二 職員の自己啓発等休業の承認及び取消し

別表第二管理部の部教職員課の項課長専決事項の欄第七号(二)中「第五条第六項」を「第五条第七項」に改め、同欄中第十九号を第二十一号とし、第十二号から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、同欄第十四号の前に次の一号を加える。

十三 地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項第一号の規定による教職員の任期付採用職員の任免（採用候補者の決定に係るものを除く。）

別表第二管理部の部教職員課の項課長専決事項の欄第十一号中「の承認」を「及び育児短時間勤務の承認及び取消し」に改め、同号を同欄第十二号とし、同欄第十号の次に次の一号を加える。

十一 県立学校の教職員及び市立の定時制高等学校の教員の自己啓発等休業の承認及び取消し

別表第二教育部の部中	
課 一 第 導 指	課 一 第 導 指
一 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十三年法律第百八十二号）第十三条第二項の規定による教科用図書の採択	一 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十三年法律第百八十二号）第十三条第二項の規定による教科用図書の採択 二 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）に基づく権限のうち、次に掲げるもの (一) 第十四条の規定による入学期日等の通知及び学校の指定 (二) 第十五条の規定による校長及び市町教育委員会への通知 (三) 第十六条の規定による就学の変更及び保護者等への通知

を

課 一 第 導 指	課 一 第 導 指
一 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十三年法律第百八十二号）第十三条第二項の規定による教科用図書の採択	一 広島県立学校学校評議員の委嘱及び解嘱 一 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第五条第一項の規定による教科書展示会の開催

に改める。

別表第二教育部の部指導第二課の項課長専決事項の欄第四号を次のように改める。

四 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）に基づく権限のうち、次に掲げ

るもの

- (一) 第十四条の規定による入学期日等の通知及び学校の指定
- (二) 第十五条の規定による校長及び市町教育委員会への通知
- (三) 第十六条の規定による就学の変更及び保護者等への通知

別表第二生涯学習部の部生涯学習課の項部長専決事項の欄中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項課長専決事項の欄中第二号を削り、第三号を第二号とする。

別表第二生涯学習部の部文化課の項課長専決事項の欄第五号中「第十三条」を「第十二条」に改める。

別表第三教育事務所長の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「の承認」を「及び育児短時間勤務の承認及び取消し」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

- 二 小学校及び中学校の教職員の自己啓発等休業の承認及び取消し

附 則

この教育委員会教育長訓令は、平成二十年四月一日から施行する。